

いわき市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査を実施しましたので、同条第5項及び同法第252条の43第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和7年6月20日

いわき市監査委員	増	子	裕	昭
同	大和田	了	寿	
同	菅	波	健	
同	坂	本	稔	

1 請求のあった日

令和7年4月21日

2 請求人

〇〇 〇〇

3 請求の内容

氏名等を置き換えるなどしたほかは、できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

いわき市職員措置請求書

1 請求の要旨

(1) 誰が

契約主体であるいわき市長

(2) いつ、どのような財務会計上の行為をしたか

令和5年8月2日に設立された受託者Aとの間で令和5年9月21日に締結した「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託」において、受託者Aがいわき市より委託された業務の特記仕様書に示された業務内容に則っていない報告書を提出したにも関わらず、いわき市はこれに対して令和6年4月25日に費用を支出した。

(3) その行為等が、どのような理由で違法または不当であるか。

① 受託者Aがいわき市に提出した成果品である報告書は、いわき市から提示された特記仕様書に沿ったものでないことがわかった。これは、請求者である私、〇〇が令和6年8月5日から実施した関係住民に対するアンケートの結果によって分かった。

このアンケートは、私がいわき市に情報開示請求によって得た、資料に疑義を持ったため、この業務の対象となるエリアの「既存店」に対して実施したものである。

このアンケートを実施するにあたって、店舗・事務所の無い不動産業者、登記上の土地所有者といった、当該地での店舗経営実態の無い権利者は対象としなかった。

また、このエリアの既存事業所である「事業所A」は、その代表が受託者Aの役員である役員A氏であり、「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務」実施主体となる者の事業所であると考え対象とせず、公衆浴場「みゆきの湯」は公共施設のためアンケート対象から除外した。

このアンケートへの無回答3件の他、新規事業者の可能性を考えた対象地外周

辺事業者4件の回答も含んでいる。

このアンケート結果を見ると、受託者Aが受託した業務に該当する区域内の「既存店」のほとんどが、受託者Aがいわき市に実施したと報告している業務を知らされたことが無く、回答した全ての「既存店」が参加していないことがわかる。そればかりか、この法人の名前すら認知していないことも示されている。そして当然とも言えるが、回答者全員が、この法人から名刺等の身分を示すものを受け取った者はいなかった。

- ② いわき市が受託者Aに委託した業務の特記仕様書には「これまでの土地区画整理事業における権利者意向調査結果や新規面談の実施により」とあるが、この「権利者意向調査」や「新規面談」の実施主体が不明瞭であったためいわき市に問い合わせたところ、令和7年4月18日15時にいわき市庁舎6階都市計画課で実施された行政情報開示の際において、いわき市都市計画課の市職員A氏、市職員B氏の両氏により、この実施主体はいわき市であると口頭で示された。そしてこの情報を、「個人情報取り扱い特記事項」に基づき受託者Aに提供したことがわかった。

このとき、職員二氏は、受託者Aに委託した業務においては、業務の特記仕様書に示された「これまでの土地区画整理事業における権利者意向調査の結果」に関わらず、全ての「既存店」を含む事業者等を対象としていることを確認した。

なお、令和7年4月9日に事業対象エリア内の既存店「既存店A」のA氏に、現況を口頭で伺ったところ、「何も決まっていない、（湯本駅前にできる予定の）新しいテナントに入るかどうか、何の説明も無いので決められない。いわき市から提案されていた仮店舗の条件も立ち消えになった」ということだった。

このことから、この「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務」の対象となる「既存店」事業者に対して事業実施が未だ為されていない様子がわかる。

- ③ また、特記仕様書には「新規出店の事業者」とあるが、いわき市が調査した段階では新規出店希望の事業者はなかったことが、上記面談の同日に明らかになった。

この「新規出店の事業者」の選定基準については、いわき市は具体的なものを示しておらずもしこの業務の報告書に「新規出店の事業者」の参加が記されているならば、これは受託者Aの任意で選定したことが窺える。

本来なら、常磐地区交流拠点エリア形成支援業務における「新規出店の事業者」は、公費を使う公共事業として広く公募されなければならなかったものでありながら、こうした告知はこれまで一切見当たらないし、上記の市職員A氏からも公募の事実はないことを確認している。

- ④ この業務の報告書において、地権者である地権者A、地権者B等の不動産事業者や地権者C等地権者の参加の記述があれば、対象となるエリアの特定の事業者のみを対象にした業務であったと考えられる。こうした特定の事業者のみが受託者

Aとの会合に参加したということであれば、受託者Aの業務の恣意性が疑われ、公共事業としての意義と市民の信頼を著しく毀損しているものであると考える。

これが事実であれば、公共事業に於ける特定の私企業の利潤追求への加担の恐れがあり、公費を用いた業務として甚だ不適切であり違法であると思われる。

- ⑤ 受託者A役員のうち、役員B氏は、受託者Aがいわき市より受託した業務対象エリアの地権者の関係者であり、問題とする業務およびこの関連の公共事業において利益相反関係がある者でもあることから、この業務を受託する者としては不適格であると考ええる。

- ⑥ 受託者Aの前身組織とした、任意団体Aが収集した個人情報を受託者Aに提供している可能性も大いに疑われる。

本来であればその手続きや責任において任意団体と営利団体の事業とは区別をつけなければならないことは明らかであるが、こうした線引きが曖昧になる公共事業の在り方は、個人情報保護や倫理的な観点からも本来は除外すべきものであったと考える。

- ⑦ 以上により受託者Aは、いわき市が提示した特記仕様書にある内容が無視した業務を実施したか、あるいは実施せず虚偽の報告書を提出した可能性が非常に高いことを示した。

翻って、もし「既存店」を除外した業務であることをいわき市は既知の事実であったか、あるいは黙認したとするなら、やはりこれは特定の事業者の利潤追求の加担となる業務であったことの証左となるだろう。

またこの業務は、再委託契約先として再委託者Aも関係しており、この再委託者Aは、常磐湯本地区の再生整備事業に関して、複数年多岐の業務に亘り、いわき市と別途業務委託契約を締結していることから、いわき市と緊密に関わっている法人であり、この業務の正当性を確認することが可能な法人であることが分かる。しかし再委託者Aは、受託者Aが受託した事業費用の約60%もの費用で再委託されたにも関わらず、業務内容の正当性を確認していないことが窺える。

この再委託者Aは「プロジェクトA」というプロジェクト名で、任意団体Aの事業にも有償で大きく関わっていることが分かっている。

- ⑧ よってこの業務は、複数年に亘りいわき市と業務連携がある事業体や法人、あるいは個人が、その関係性を利用した利益誘導、利益供与の事業であることが強く疑われる。そしてこの業務報告書は特記仕様書に反するものであることから、詐取や詐欺の疑いもあり、刑事告発すべき事件であるとも考えられる。

- ⑨ いわき市長を監査対象とする理由を以下に述べる。

⑨－１） 任意団体Aへの度重なる業務委託は、内田広之氏が市長に就任した後か

ら顕著になった様子が、開示された行政情報によりわかる。この事業は、驚くことに全て随意契約で締結されたものだと分かり、疑念を抱かざるを得ない。

隔週刊新聞「A新聞」の役員B氏のインタビュー記事では、受託者Aは、いわき市からの要請で、湯本駅前共同店舗の建て替えやマネジメント等を事業とした会社として設立したことが役員B氏によって語られている。

ここには、受託者Aは事業体制が整っていないため「プロジェクトA（再委託者A）」の協力が不可欠であったことが予め分かっていたことも記されている。

よっていわき市は、受託者Aが業務に必要な技術や能力を備えていない法人とわかっていながら、虚偽とも言える随意契約理由を延べ、更にはいわき市との別業務における密接な関係がある再委託契約事業者までも想定して実施したと見られ、まさに縁故資本主義の手法そのもといえる不当な業務であったことがうかがえる。

このときいわき市は、新設した事業実績が無い会社法人に、この法人の資本金の5倍にもなる金額の公共事業を委託したことになっており、これは常識的には考えられない不当な実態である。

縁故資本主義とは、資本主義の根幹となる市場経済による効率的な資源配分、競争力の向上、技術の革新を著しく阻害すると言われる。更には、社会の特定階層による経済支配を固定化し、経済格差を助長することでも知られており、これが公共事業として許されるはずがない。

なお役員B氏は内田市長の同級生であることを本人が公言しているところである。

⑨－２） この委託業務の該当する土地にあったA工事に関しては、内田市長の支援団体事務局で、受託者Aの役員、役員C氏の本業であるA社が落札していることから、常磐地区交流拠点エリア形成支援業務には市長と緊密な関係者が多重に関わっていると見られる。

⑨－３） 法人設立後1か月程度の事業実態も実績も無い受託者Aに対し、委託業務の具体的内容が不明瞭な9,342,300円にのぼる公費を用いる事業を随意契約したことは、公共事業の委託先として明らかに不適切であり違法性すら考えられる。これは上記に述べたように、市長との緊密な関係性を疑わざるを得ない。

⑨－４） 受託者Aは、いわき市と協定を締結している任意団体Aの役員とほぼ同じ役員が設立したものであるが、任意団体Aがいわき市と締結した委託業務「A業務」において、いわき市に再委託契約の届出が無い事業者の作成した画像を成果品として提出していることがわかった。このことは、いわき市ウェブサイトにて公開されていた資料において、いわき市の他の業務委託先である「プロジェクトA」の記名がある画像と同じものであることから分かった。また同じ画像が他の資料でも「プロジェクトA」記名のある画像が使用されている。この画像

の出典として、任意団体Aの資料名が記されているが、「A業務」の成果品としては「プロジェクトA」との表記はどこにも示されていない。

この「プロジェクトA」は「再委託者A」の中の一つのプロジェクトチームの名称であり、受託者Aにおいては、受託した際に、事業の履行体制の変更として、再委託者Aと再委託することをいわき市に届けている。

この受託者Aと再委託者Aとの手続きと比べると、任意団体Aが受託した業務においては再委託契約を締結しておらず、この事業の手続きに問題があることも考えられ、著作物の剽窃も疑われる。

⑨－５）あるいはこれは、手続き上の「抜け穴」を悪用し、限定される特定の同一人物や団体が組織だって、名称を変えたり実施主体を変えたりしながら不当に利益を享受するといった、公共事業にはあってはならない業務形態であると見られる。

⑨－６）実際にも、この受託者Aと、これと執行役員を同じくする任意団体Aに、いわき市がそれぞれ委託した事業内容は全く別のものであり、これを受託者Aの事業実績と見做すことは不相当であることがわかる。

このことは、資料を見ても、都度内容が違う業務、名称が同じでも内容が変わる業務といったように、恣意的な様子が見られる。

⑨－７）これまで述べたような行政の業務委託のあり方を見ると、法人格のない任意団体が、実質的な営利事業体と化して都合よくどのような事業も受託しており、納税義務をはじめ他の責務を負わずに利益を得ていることになっていると考えられる。

そして受託者Aという、同じ役員が組織する別団体に更に不透明な業務と費用を委託していることは、特定の人物や組織への度重なる利益供与となっており、行政の事業運営にはあってはならない業務実態と思われる。

⑨－８）内田広之いわき市長の後援会メンバーの多くが、任意団体A、受託者Aの役員や構成員と重複しており、これに再委託者Aを含めて、今般の常磐地区再生整備事業を利用して繰り返される、いわば癒着関係者間で行われている利益誘導や利益供与の業務と見られ、公共事業の在り方としての倫理を大きく欠いているものであり、市民を裏切る行為であると考ええる。

(4) その結果、いわき市にどのような損害が生じているのか

市民の資産に大きな損害を与えていることは明らかであり、これによっていわき市の財政を歪め、全体の奉仕者である行政の信頼を大きく損なっている。

そもそもこの常磐地区市街地再生整備事業においては、周辺住民からの批判や疑問が高まっており、いわき市が主催する説明会や福島県都市計画審議会、各種ワー

クシヨップにおいて出された異論や批判、疑義の声に対するいわき市からの回答、説明は一切出されていない現状において、受託者Aによる虚偽の疑いがある報告書に基づく事業を進めることで、市民の生活に更なる大きな損失、損害が生じ、ひいては市政の信頼を著しく毀損することが予想される。

(5) このため、どのような措置を求めているのか

- ① 刑事告発
- ② 事業の撤回と費用の回収
- ③ 今後の事業是正と不正防止のために任意団体Aとの協定の解除
- ④ 当該法人および団体を、常磐地区市街地再生整備事業に関連する事業の委託先として参入させない。

(6) その他

個別外部監査を求める理由

問題とする内田広之いわき市長に近い関係を維持する会派とされる「会派A」副会長のA市議が監査として就任されている。

監査には確かな独立性が保障されなければならない、監査を受ける当事者を支持する政治的権力者が担うことは、監査の独立性への干渉が懸念される。

監査においては、利害関係の無い第三者の見地から必要な指摘を受ける貴務を負わせることによって財政の健全化を諮る必要があることから、いわき市内部監査ではその公正性が保てない恐れがあるため。

4 事実証明書（請求人から提出された事実を証する書面）

- 資料1 「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託」
- 資料2 「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託報告書」
- 資料3 常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託支出命令一覧
- 資料4 常磐地区交流拠点エリア形成支援業務に於ける業務場所とアンケート回答（関連資料として写真19枚を含む）
- 資料5 事業所A名を示す報道機関案内書
- 資料6 いわき市指令第5852号写し
- 資料7 天王崎土地登記簿謄本写し
- 資料8 いわき市指令第4273号写し
- 資料9 A新聞部分写し
- 資料10 市営住宅天王崎団地解体工事入札結果
- 資料11 受託者A履歴事項全部証明書写し
- 資料12 常磐地区交流拠点エリア形成支援業務見積書
- 資料13 常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託・随意契約の理由書
- 資料14 任意団体Aがいわき市と締結した協定に関する資料
- 資料15 令和4年度任意団体A名簿
- 資料16 令和6年度任意団体A名簿

- 資料17 常磐地区市街地再生に向けた地域活力活用調査業務委託契約書写し
資料18 常磐まちづくり検討会第4回ワーキンググループ会議資料写し
資料19 常磐地区市街地再生整備基本計画概要版写し
資料20 「多世代が集う交流拠点施設基本計画（素案）」部分写し
資料21 内田広之常磐地区後援会収支報告書
資料22 内田市長 Instagramにおける令和7年3月3日開催・常磐地区後援会役員との意見交換会の画像

※ 本件監査結果では添付を省略する。

5 請求の受理

(1) 請求の受理について

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日に受理を決定した。

(2) 個別外部監査の必要性について

本件請求において、地方自治法第252条の43第1項の規定による個別外部監査が求められた。

個別外部監査契約に基づく監査請求が相当であると認められるものは、対応が困難なほど一度に多くの事案の請求がある場合や、違法性等の判断に極めて高度な専門性が要求されるなど、特別の事情があり、監査委員による監査になじまない事案であるとして、監査委員が外部の専門家に監査をさせることが相当であると判断する場合である。

本件請求では、監査委員の1人がいわき市長に近い関係を維持する会派に所属していることから公正性が保てない恐れがあるとして、個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、これは、特別の事情に当たるとは認められないと判断し、監査委員による監査を行うこととした。

6 監査の実施

(1) 監査対象事項について

住民監査請求の対象となる事項は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」である。

よって、本件請求については、財務会計上の行為に当たる「受託者Aに対し、「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託」に係る委託料を支払ったいわき市長の行為が、違法又は不当な財務会計上の行為に当たるか。」について監査の対象とし、次の事項を着眼点として調査することとした。

ア いわき市長が受託者Aに対して支出した委託料は、いわき市財務規則等に基づき適正に支払われていたか否か。

- イ 受託者 A から提出された報告書が契約書の特記仕様書に則っているか否か。また、報告内容は業務の目的を達成しているか。
- ウ 受託者 A から提出された報告書が虚偽の報告書であると判断できるか否か。
- エ 請求人からの措置請求が適当か否か。

なお、本件請求におけるいわき市が受託者 A と行った「契約の締結、履行に係る財務会計上の行為」に当たる事項については、住民監査請求のあった日である令和 7 年 4 月 21 日が契約期間の完了日である令和 6 年 3 月 29 日から 1 年を超えているため、地方自治法第 242 条第 2 項に規定する住民監査請求の 1 年の期間制限を受けることから、却下とした。

(2) 請求人の陳述について

令和 7 年 5 月 20 日に、請求人が地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき陳述を行った。

その際、新たな補足及び追加資料として、「令和 7 年 4 月 21 日付提出いわき市職員措置請求書に関する補足及び追加資料について」、「追加資料 1 令和 7 年 4 月 21 日付提出資料 4 「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務」に関するアンケート回答②」、「追加資料 2 「(仮称) 受託者 A」設立について」が提出された。

以下に、氏名等を置き換えるなどしたほかは、できる限り補足の原文に即して記載する。

なお、地方自治法第 242 条第 8 項の規定に基づき、監査対象部局の職員 2 名が立ち会った。

令和 7 年 4 月 21 日付提出 いわき市職員措置請求書に関する補足及び追加資料について

1： 提出資料 4 常磐交流拠点エリア形成支援業務におけるアンケートに関して、提出時に回答のなかった 3 件のうち一件より回答を得られたため、この回答を②として新たに提出する。

2： 提出資料 4 常磐交流拠点エリア形成支援業務におけるアンケートに関するアンケート文において「受託者 A 主催で」と示された一文は、回答者に業務の案内・発信者を理解しやすくするためであったが、本来はいわき市主催であることが不明瞭であったことが懸念されるため、後日に口頭による追加の聞き取り調査を実施した。

その調査内容と結果は以下の通りである。

(1) 聞き取り内容

- 令和 6 年 8 月 5 日から実施したアンケートについての追加質問として、受託者 A からの案内で、いわき市が実施した同様の会合があったか。

○ 受託者Aを知っているか。

(2) 回答日と回答者および回答内容

令和6年12月7日 回答者⑬ 無い。受託者Aを知らない。

令和6年12月7日 回答者⑰ 無い。受託者Aを知らない。

令和7年4月9日 回答者⑮ 無い。受託者Aを知らない。

令和7年5月17日 回答者① 無い。受託者Aを知らない。

令和7年5月17日 回答者⑦ 無い。受託者Aを知らない。

令和7年5月17日 回答者⑧ 無い。受託者Aを知らない。

令和7年5月17日 回答者⑳ 無い。受託者Aを知らない。

令和7年5月16日 回答者⑨ 無い。受託者Aを知らない。

令和7年5月18日 回答者㉑ 無い。現在は受託者Aという名前のみ知っている。

令和7年5月19日 回答者③ 無い。受託者Aを知らない。

3： 提出資料4 常磐交流拠点エリア形成支援業務におけるアンケートの回答者数名に、その後の移転計画等について口頭で聞き取り調査を実施した。

その調査内容と結果は以下の通りである。

(1) 聞き取り内容

○ 店舗移転先についてのその後の状況。説明は誰によってどのように実施されたか。

(2) 回答日と回答者および回答内容

令和7年4月9日 回答者⑮

何も決まっていない。店舗の仮設場所も不明瞭になった。いわき市職員が来店して話していた。

令和7年5月17日 回答者①

何も無い。

令和7年5月17日 回答者⑦

地権者が土地を売却するとなり、今後が全く不透明になった。いわき市からは店舗の仮設場所が無くなったと言われた。補償問題や資金の問題があり大変困っている。

令和7年5月16日 回答者⑨

この事業によって被る不利益がどんどん大きくなるので大変憤っている。いわき市職員の来店により説明。

令和7年5月17日 回答者⑧

店舗の仮設場所が変更になったと言われた。新たな場所なのか既存空き店舗なのかは不明。いわき市職員が来店により説明。

令和7年5月19日 回答者③

新しいテナントビルができてから仮移転無しに移転できると聞いた。しかしそのスペースや家賃などが決まっておらず、民間同士の交渉には立ち入れ

ないといわき市より回答。詳細がわからず困惑している。

3のこれらの回答では、以前に受託者Aを知らないと述べた回答者らがいわき市か直接店舗の仮設場所等の説明を受けたことが分かる。

このことは、いわき職員措置請求書1(3)②で述べた、令和7年4月18日15時にいわき市庁舎6階都市計画課で実施の市職員A氏と市職員B氏との面談において口頭で示された、受託者Aに委託したこの業務における対象となる「既存店」は、特定の事業所ではなく業務対象エリアの全ての事業者等を対象にしていたという説明を補完していることが分かる。

4： 提出資料2 常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託報告書の「(1)既存店および新規出店事業者等との勉強会」「●共同建て替えに関する権利者勉強会」では「情報提供があり(下表)(提供元はいわき市と令和7年4月18日確認)、そのうち■■を除いた権利者■■名にお集まり頂き、共同建て替え店舗に関する勉強会を開催した」と書かれていることから、作為的に権利者を排除していたことがわかる。

なぜ「作為的」かといえば、措置請求書1(3)②で示した通り、この業務は、業務対象エリアの全ての既存店を対象としているからであり、仮にこの排除に正当な理由があるとするなら、その理由を権利者であるほとんどのアンケート回答者に説明されていないからである。

加えてこの対象者の前提が「共同建て替えエリアへの移転を希望している■■■者」と示されているにも関わらず、さらなる選別が作為的に行われたことが伺える。

なおこの時出席を要請した権利者で当日欠席した者に対しては個別に説明したといった、同じく権利者である多くのアンケート回答者には実施されなかった手厚い手続きが為されたことが示されている。

この「協議内容」の中で「権利者の皆さんの事業を如何にして継続していくか様々な検討を行うために、今回業務委託を受ける運びとなりました。」として、既存事業者の事業継続の重要性を述べており、かつ自身が受託事業者であることも紹介しています。

更に同報告書の総評では、受託企業役員である役員C氏が、「既存商店の事業継続を掛けた共同建て替え事業の重要性がますます高まっていることを実感しております。」と述べています。

こうした既存店の重要性への言及、そして事業者の作為的な排除の痕跡、これに加えてアンケート結果も照合してみれば、業務の特記仕様書の業務不履行や、ほとんどの既存店がないがしろにされている実態との矛盾を指摘せざるを得ない。

よって、この業務報告書は虚偽であるか、あるいは特定の営利企業や特定の権利者に向けた、甚だ公正性に欠ける業務であった疑いが強いと考える。

5： 4月21日提出資料2 常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託報告書の「共同建替え事業 地権者ヒアリングシート」No. 1－2には「地権者Dがどの様に事業を展開していく希望を持っているのかを中心にヒアリング」とあり、アンケート回答⑤の権利者であることがその回答内容からもわかる。

このとき、⑤と同様の条件の権利者が排除されていることがアンケート回答者にいることから、参加者の作為的な選別があったことが伺われる。

同ヒアリングシート2－2①では「...今後■■■、および■■■がどのように事業を展開していく希望を持っているのかを中心にヒアリング」とあり、先の「地権者D」という明示とは対照的に、意図して事業者名が隠されていることが分かる。

さらに2－4、2－3で複数回出てくる「家族会議」といった文言より、企業ではなく個人の権利者への言及であることが推察され、地権者Dあるいはアンケート回答既存店以外の地権者の関与を知ることができる。

このことから、金融機関や不動産業社だけでは無いことがわかり、やはり参加者の作為的な選別があったことがうかがわれる。

6： 同ヒアリングシート5－3では、「市(都市整備課・都市計画課)■■■を訪問...」とあることから、いわき市職員によるこの業務の実務実施への関りが伺い知れます。

ここでは、いわき市は受託者Aによる作為的な権利者の選別、あるいは排除を認識していたのではないかと考えられ、不当な業務の共謀が疑われます。

7： 同ヒアリングシート3－2には「受注者 役員C、役員B、役員D、役員E、」といった受託者Aの役員の名前と、再委託者AのB(再委託事業者)の他に「C、D」といった氏名が見られます。

これらは受託者Aの設立発起人に名を連ねた、任意団体Aの会員であると見られる。C氏は任意団体Aの部会長、C氏で、D氏は同会事務局次長のD氏と思われ、資料(仮称受託者A設立について)によって確認されます。

このことで、受託者Aは任意団体A役員とその構成員を同じくするものであることがより明らかであると同時に、資料の図説において、任意団体Aと「表裏一体」と示されていることで、任意団体Aを隠れ蓑にしていわき市からの公共事業受託を前提とした営利企業であると考えられ、法人設立の不当性の無自覚と厚かましさに驚かされます。この図では、いわゆる「中抜き事業者」が二重に存在することを示しているといっても過言ではない。

そしてこれらは職員措置請求書1(3)9－1)に示した、受託者Aがいわき市の要請で設立したことを裏付けでもあるといえる。

なお「E」氏については不明。

8： 変わって、店子ヒアリングシート参②－1および2では、「受託者Aの活動と今後の店舗についてのヒアリング」「電話にて（受注者 役員C）共同建替えに関する様々な検討を行うために現在の賃料を知りたい」とある。仮に対象となるすべての既存店にヒアリングを実施したとすれば、その際、実施者の役員C氏は、自身の「受託事業者である受託者A」といった身分を明示して実施したのであれば、それが周知されていないことから、アンケート回答者の多くが業務の対象とされていないことが分かる。

あるいは身分を明かさず実施したのであれば、公正であるべき公共事業の業務とはとうてい言えない業務実態であったことの裏付けとなる。

以上、令和7年4月21日提出いわき市職員措置請求書に関する補足および追加資料として提出する。

※ 本件監査結果では追加資料の添付を省略する。

(3) 監査対象部局への事情聴取等について

監査対象部局である都市建設部に対し、資料の提出を求めるとともに、事情聴取等を行った。

請求人の主張に対する都市建設部の見解などについては次のとおりである。

ア 請求人が、いわき市は受託者Aが契約書の特記仕様書に則っていない報告書を提出したにも関わらず費用を支出したと主張していることについて

都市建設部は、「本業務委託においては、監督員が業務の進捗に応じた打ち合わせ協議において、履行状況を確認しており、業務完了時にはいわき市請負工事検査実施要綱に準じて、指定された検査員により検査が行われ、特記仕様書に則った業務成果であったことが確認されたものである。」と回答した。

イ 請求人自身が関係者に対して行ったアンケート結果をもとに、受託者Aはいわき市が提示した特記仕様書にある事業内容を無視した事業を実施したか、あるいは実施せず虚偽の報告書を提出した可能性が高いと主張していることについて

都市建設部は、「本委託業務は、特記仕様書等に基づき適正に業務が履行されており、虚偽の報告書が提出された事実はない。疑念が発生した要因としては、この監査請求に先立ち、請求人により求められた当該委託業務の成果品に係る情報開示請求を、一部非開示としたためと思料される。当該業務の報告書は、各権利者へのヒアリング内容をはじめ、具体的な配置設計や資金計画など、ほとんどが個人情報そのものであり、主要な情報については非開示とせざるを得なかったものであった。そのため、請求人において、当該業務の成果品の内容を正確に把握することが不可能となり、報告そのものに疑念を生じたのではないかと推察された。」と回答した。

ウ 請求人が情報開示（令和7年4月18日）の際に、対応した職員2名から「受託者

A に委託した業務においては、業務の特記仕様書に示された「これまでの土地区画整理事業における権利者意向調査の結果」に関わらず、全ての「既存店」を含む事業者等を対象としていることを確認した。」と主張していることについて

都市建設部は、「本業務委託の対象となる既存店については、湯本駅周辺土地区画整理事業の区域内の営業店舗としているが、過去に市が実施した意向確認において、共同店舗での再建を希望しなかった既存店は対象としなかった、と説明したものと認識している。」と回答した。

7 事実の確認

監査対象事項について、監査委員が認定した事実等は次のとおりである。

(1) 契約書における特記仕様書の内容について

都市建設部から提出された契約書における特記仕様書の内容は次のとおりである。

常磐地区交流拠点エリア形成支援業務 特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は、いわき市が発注する「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

JR湯本駅前においては、令和4年度に策定した「常磐地区市街地再生整備基本計画」において、「人と情報のたまり場」をコンセプトに、公共と民間の機能を複合化する交流拠点施設の整備を進めることとしている。

また、その整備敷地については、土地区画整理事業により、現在の市有地及び買取り予定の民有地を集約することで創出することとし、現在、駅前街区を「交流拠点施設エリア」「共同利用エリア」「個別利用エリア」の3つのエリアに再編する方向として、権利者の方々との協議を進めているところである。

一方、本年4月に、まちづくりの専門家と地域が主体となって作成した「新・いわき湯本温泉まちづくりビジョン」には、民間と公共の機能が交わり、賑わいが創出されている駅前の姿が描かれている。

その実現には、既存商業者等が共同で再建を図る場所となる「共同利用エリア」と、複合施設の整備場所となる「交流拠点施設エリア」の機能が連携し、相乗効果を生み出すことが重要となる。

よって、本業務は、「交流拠点施設エリア」の整備計画も想定し、「共同利用エリア」に関わる既存店及び新規出店の事業者や地域の方々と対話を行いながら、「共同利用エリア」の土地利用計画や共同店舗のモデルプラン等を立案することで、駅前エリア全体のマネジメント及び共同再建の支援を行うものである。

3 業務場所

本業務の対象地域は、いわき市常磐湯本町地内とする。（別紙参考図を参照）

4 業務内容

(1) 既存店及び新規出店の事業者等との勉強会の実施

下記(2)～(5)に関連し、既存店や新規出店の事業者、商店会、金融機関、不動産業者等との勉強会を行う。

(2) 権利者意向の把握及び権利状況の整理

これまでの土地区画整理事業における権利者意向調査結果や新規面談の実施により、土地の共同利用及び共同店舗に対する関わり方(建物オーナー、出資、店子、土地オーナーなど)の意向を把握する。また、事業スキーム検討に向けて権利状況を整理する。

(3) 交流拠点施設の整備を見据えた基本方針、導入機能及びモデルプランの検討

将来の交流拠点施設エリアの姿も想定し、交流拠点施設と連携する共同店舗づくりの方針を設定し、既存店や新規出店に係る導入機能や規模、土地利用計画やフロア配置などの検討を行う。

(4) 事業スキーム及び資金計画の検討

土地の共同利用及び共同店舗の整備及び運営に向けた体制や活用する制度を整理し、事業スキーム及び資金計画を検討する。

(5) スケジュールの検討

土地区画整理事業における現敷地更地化の時期、再配置後の土地使用開始の時期、仮設店舗の整備時期及び交流拠点施設の整備時期などを踏まえながら、共同再建のための事務スケジュール及び共同店舗の整備スケジュールを検討する。

(6) 報告書のとりまとめ

(1)の実施記録や(2)の整理内容、(3)(4)(5)の検討内容及び検討結果等の資料を報告書としてとりまとめる。

5 打合せ協議

打合せについては、初回、完了及び中間1回とする。各業務に関する打ち合わせは各項目に含むこととし、必要に応じてウェブによる実施も可能とする。また、受注者は、打合せ記録を整理のうえ、発注者の確認を得る。

6 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- ・報告書2部
- ・成果品電子データ1式
- ・その他資料1式

7 その他

この仕様書に定めなき事項又はこの作業の施工にあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

(2) 支払事務等について

関係書類により、次の事項を確認した。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ア 業務名 | 常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託 |
| イ 契約の方法 | 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） |
| ウ 契約締結日 | 令和5年9月21日 |

エ	受託者	受託者 A
オ	契約金額	9,342,300円
カ	契約期間	令和5年9月21日～令和6年3月29日
キ	支出負担行為	令和5年9月21日 9,342,300円
ク	請求書	令和6年3月29日 9,342,300円
ケ	支出命令	令和6年3月29日 9,342,300円（令和6年4月25日支払）

(3) 報告書の内容について

報告書の内容について、特記仕様書に示されている業務内容の各事項における実施状況を確認した。

ア 既存店及び新規出店事業者との勉強会の実施について

令和5年10月25日に共同建替えに関する権利者勉強会として、市が情報提供した共同建替えエリアへの移転を希望している4者のうち土地の単独利活用を予定している1者を除いた地権者3者（うち1者欠席）と委託業務受託者である受託者Aが行った勉強会の内容が記載されていた。

欠席者へは後日個別面談の際に説明を行ったと記載されており、勉強会参加者の様子が分かる写真が添付されていた。

また、勉強会の対象者について、報告書には市からの情報提供と記載されていたが、都市建設部に確認したところ、情報提供ではなく、受託者への指示であった。

なお、共同建替えエリアへ移転を希望している情報は、令和3～4年度に都市計画課と都市整備課の職員が合同で実施した権利者への個別面談等で確認した個人の意向をもとに作成したものであった。

このほかに、令和6年3月1日に金融機関関係者にヒアリングを行い、共同利用エリアに関する事業のモデルケースとして、駅前でのテナントビル運営などに係る想定事項などを確認した内容も記載されていた。

確認できた勉強会及びヒアリングについては1回ずつの開催であった。

イ 権利者意向の把握及び権利状況の整理について

共同利用エリアでの事業継続意向及び権利状況の整理が一覧としてまとめられたものが記載されていた。

また、令和5年9月から令和6年2月にかけて行われた個別の面談内容について記載されており、面談相手の換地計算書が添付されていた。

ウ 交流拠点施設の整備を見据えた基本方針、導入機能及びモデルプランの検討について

共同店舗の検討における諸条件の整理として、土地配置、建物配置、機能配置、支障物件などを仮設定し、駅前エリアにおける共同店舗の配置について、グランドフロア点在タイプ、街との接点積極的タイプ、広場円形劇場タイプなど、タイプ別に共同利用エリアがどのように整備されるかのイメージ図が添付され基本的な考え方が示されていた。

また、導入機能として共同利用エリアに店舗をどのように配置するかなど、事業としてのモデルプランについて検討されたものが記載されていた。

エ 事業スキーム及び資金計画の検討について

共同利用エリアの機能配置について、広場の東側を東エリア、西側を西エリアとして、それぞれのエリアの事業の主体や新規事業としての資産形成等を仮設定し、金融機関からの借入や市からの補助、事業の収支などを想定して将来にわたる資金計画をシミュレーションしており、共同利用エリアにおける事業の実現性を検討したものが記載されていた。

オ スケジュールの検討について

湯本駅周辺土地地区画整理事業における現敷地更地化の時期などを踏まえた共同利用エリアにおける店舗整備のスケジュールが記載されていた。

(4) いわき市と受託者 A 間の打合せ協議について

特記仕様書においては、初回から完了まで計 3 回の業務に関する打ち合わせを求めている。

打ち合わせ記録簿により、市の関係課と受託者 A との間で、委託期間中に計 4 回の打合せ協議が行われており、その中で、業務全体の進捗状況や権利者の意向確認の状況、今後のスケジュールなどについての協議・確認を行っていたことを確認した。

また、店舗移転のスケジュール案や今後の湯本駅周辺土地地区画整理事業における移転等工程案、共同利用エリアの店舗配置タイプの想定図などが協議の資料として添付されていることを確認した。

(5) いわき市における業務履行の確認について

令和 6 年 3 月 29 日に受託者 A から業務委託完了報告書、成果品目録書及び成果品を受領していることを確認した。

また、検査調書により、同日にいわき市請負工事検査実施要綱に準じて指定された検査員が履行確認を行っており、検査の結果、合格と認めていることを確認した。

(6) 請求人が行ったアンケートについて

本件請求における業務名は「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託」であるが、アンケートのタイトルは「湯本駅周辺土地地区画整理事業に関するアンケート」となっており、名称が異なっていた。

また、市が指示した勉強会の範囲は共同建替えエリアへの移転を希望している地権者であり、請求人がアンケートを行った範囲と同一ではなかった。

8 監査委員の判断

以上のことを踏まえ、監査対象とした事項について次のとおり判断した。

(1) 「いわき市長が受託者 A に対して支出した委託料は、いわき市財務規則等に基づき適正に支払われていたか否か」について

ア 履行確認について

常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託契約書第 6 条第 2 項により、履行の確認については、業務完了報告を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に提出

された成果品についての検査を行わなければならないとなっている。

「7 事実の確認(5)」に記載のとおり、業務完了報告書が提出された日から 10 日以内に、いわき市請負工事検査実施要綱に準じた検査員が検査を行い、合格と認めていることから、履行確認が正しく行われているものと判断した。

イ 委託料の支払いについて

常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託契約書第 9 条により、委託料の支払いについてはいわき市財務規則第 179 条（工事請負の準用）の規定によるようになっており、請負代金額の支払時期はいわき市財務規則第 161 条第 2 項の規定により、請負人からの正当な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に支払うこととなっている。

「7 事実の確認(2)」に記載のとおり、請負代金額の支払時期は、請負人からの正当な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に支払いを行っていることから、委託料の支払いについて正しく行われているものと判断した。

- (2) 「受託者 A から提出された報告書が契約書の特記仕様書に則っているか否か。また、報告内容は業務の目的を達成しているか」について

請求人は、自身のアンケート結果から、受託者 A が行った勉強会にアンケート回答者が参加していないとしており、受託者 A が契約書の特記仕様書に則っていない報告書を提出したにも関わらず、市はこれに対して費用を支出したと主張している。

受託者 A が実施した勉強会の対象者は、共同建替えエリアへの移転を希望している地権者であるが、特記仕様書では、

(1) 既存店及び新規出店の事業者等との勉強会の実施

下記(2)～(5)に関連し、既存店や新規出店の事業者、商店会、金融機関、不動産業者等との勉強会を行う。

となっている。

この点、都市建設部へ確認したところ、「勉強会の範囲については、市が指示したものであり、特記仕様書における記載は既存店や新規出店事業者の共同利用エリアへの参画の可能性を残すためのものである。協議の中で、共同利用エリアの趣旨に賛同をしている参加者の理解が深まったことや、本業務委託の目的である共同店舗のモデルプラン等の作成が達成できたことなどを確認できたことから、本業務委託において再度の勉強会を行う必要はないと判断したものである。」との回答であった。

都市建設部が回答した内容は特記仕様書では明確に確認できず、結果として特記仕様書の記載が十分でないことが認められるが、一方で常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託契約書第 1 条第 3 項では、「特記仕様書に明記されていないもので必要ある事項については、甲乙協議してこれを定める。その他軽微な事項については、乙は、甲の指示に従うものとする。」と定めている。

当該業務における勉強会の範囲などは、特記仕様書の記載が十分ではないことが認められるものの、市の監督員が業務の進捗に応じた打ち合わせ協議において地権者の意向や業務全体の履行状況を確認した結果、都市建設部において業務の目的を十分に達成できるとしてこれ以上の勉強会を行う必要がないとし、受託者 A は委託者である

いわき市の指示を受け業務を履行したものであり、業務の目的に従っていることから、受託者 A から提出された報告書は契約書の特記仕様書に則っていると判断した。

また、契約書の特記仕様書における業務の目的は、「本業務は、「交流拠点施設エリア」の整備計画も想定し、「共同利用エリア」に関わる既存店及び新規出店の事業者や地域の方々と対話を行いながら、「共同利用エリア」の土地利用計画や共同店舗のモデルプラン等を立案することで、駅前エリア全体のマネジメント及び共同再建の支援を行うものである。」となっている。

勉強会を含めた報告書の全体的な内容を「7 事実の確認(3)～(5)」により確認した結果、スケジュールや施設のイメージ図、資金計画などが詳細に検討され、勉強会の実施記録や権利者意向の把握及び権利状況の整理内容、交流拠点施設の整備を見据えた基本方針、導入機能、モデルプランの検討内容及び検討結果等の資料が報告書としてとりまとめられており、業務完了報告に当たり、市の検査員が特記仕様書における事業の目的を達成していると評価したことは妥当であると判断した。

(3) 「受託者 A から提出された報告書が虚偽の報告書であると判断できるか否か」について

請求人は自身が行ったアンケートの結果から受託者 A が業務を実施せず虚偽の報告書を提出した可能性を主張している。

市が指示した勉強会の範囲は共同建替えエリアへの移転を希望している地権者であり、請求人がアンケートを行った範囲と同一ではなかったことから、アンケートの結果、大多数の回答者が受託者 A や勉強会のことを知らないと回答したことは自然である。

また、受託者 A は、市からの指示のとおり業務を実施しており、報告書において受託者 A が行った勉強会の様子も確認できる。

これらのことから、提出された報告書が虚偽の報告書ではないと判断した。

(4) 「請求人からの措置請求が適当か否か」について

措置請求として、次の 4 項目が請求されている。

①刑事告発

②事業の撤回と費用の回収

③今後の事業是正と不正防止のために任意団体 A との協定の解除

④当該法人および団体を、常磐地区市街地再生整備事業に関連する事業の委託先として参入させないこと

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により求めることができる事項は、「当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきこと」となっていることから、「②事業の撤回と費用の回収」のうち、「費用の回収」の部分のみが該当すると判断した。

9 結論

以上のことから、委託料を支払ったいわき市長の行為が、違法又は不当な財務会計上の行為に当たるとは認められない。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

<意見>

本件請求については、上記のとおり棄却したところではあるが、監査を行う中で、注意を要する点が見受けられたため意見を付す。

○ 仕様書等の記載事項について

本件請求における契約書の特記仕様書は、勉強会の対象範囲や事務の進め方などが明確になっておらず、第三者に疑問を抱かせるところがあった。

業務委託において仕様書に記載のない事項等については、双方の協議などで実施されるものであり、必ずしも業務内容の全てが仕様書に記載されるべきとまでは言えないが、仕様書の作成に当たっては、業務内容をより分かりやすく、明確に記載するよう努める必要がある。